

処 分 基 準

基準の名称		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
獣医療法	6	診療施設の使用制限命令等
基 準 の 内 容		
獣医療法 （診療施設の使用制限命令等） 第六条 都道府県知事は、診療施設の構造設備が第四条の基準に適合していないと認めるとき、又は診療施設に関し前条第二項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 第四条 診療施設の構造設備は、農林水産省令で定める基準に適合したものでなければならない。 （診療施設の管理） 第五条 開設者は、自ら獣医師であってその診療施設を管理する場合のほか、獣医師にその診療施設を管理させなければならない。 2 前項の規定により診療施設を管理する者（以下「管理者」という。）が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容につき遵守すべき事項については、農林水産省令で定める。 獣医療法施行規則 （診療施設の構造設備の基準） 第二条 法第四条の農林水産省令で定める診療施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一 飼育動物（法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。）の逸走を防止するために必要な設備を設けること。 二 伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を収容する設備には、他の飼育動物への感染を防止するために必要な設備を設けること。 三 消毒施設を設けること。 四 調剤を行う施設にあっては、次のとおりとすること。 イ 採光、照明及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。 ロ 冷暗貯蔵のための設備を設けること。 ハ 調剤に必要な器具を備えること。 五 手術を行う施設は、その内壁及び床が耐水性のもので覆われたものであることその他の清潔を保つことができる構造であること。 六 放射線に関する構造設備の基準は、第七条に定めるところによること。 （管理者の遵守事項等） 第三条 法第五条第二項の農林水産省令で定める診療施設の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。 一 飼育動物を収容する設備（以下「収容設備」という。）には、収容可能な頭数を超えて飼育動物を収容しないこと。 二 収容設備でない場所に飼育動物を収容しないこと。 三 飼育動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。 四 収容設備内における他の飼育動物への感染を防止するために必要な措置を講ずること。 五 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）及び薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定に違反しないよう必要な注意をすること。 六 常に清潔を保つこと。 七 採光、照明及び換気を適切に行うこと。		

八 放射線に関し遵守すべき事項は、第六条及び第八条から第二十条までに定めるところによること。

- 2 診療施設の管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守するため、当該診療施設に勤務する獣医師その他の従業者を監督し、必要な注意をしなければならない。
- 3 診療施設の管理者は、この省令の規定を遵守するために必要と認めるときは、当該診療施設の開設者に対し、診療施設の構造設備の改善その他必要な措置を講ずべきことを要求するものとする。
- 4 診療施設の開設者は、前項の規定により要求を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。